

日南市立吾田小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」、平成27年4月に「日南市いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、平成27年10月に本校におけるいじめ防止等の対策に係る基本方針を、「日南市立吾田小学校いじめ防止基本方針」として定めていた。

この度、平成30年3月31日に「日南市いじめ防止基本方針」の改定が行われたことを受け本校のいじめ防止基本方針も見直すこととした。改めて全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組んでいきたい。

もくじ

I いじめの防止等の対策の基本的な方向に関する事項	P 2
1 いじめの定義	
2 本校の実態及び課題	
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	
(1) 未然防止のための取組	
(2) 早期発見及び早期対応のための取組	
(3) いじめに対する措置	
II いじめの防止等の対策に関する取組事項	P 3
1 組織づくり	
2 未然防止のための取組	
3 早期発見及び早期対応のための取組	
4 いじめに対する措置	
5 ネット上のいじめへの対応	
III 重大事態への対応	P 6
IV その他の留意事項	P 6
V 資料編	
○資料1～吾田小学校いじめ防止プログラム（年間計画）	P 7
○資料2～学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント	P 8
○資料3～いじめられた児童のサイン・いじめている児童のサイン	P 11
○資料4～教室でのサイン・家庭でのサイン	P 12
○資料5～いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）	P 13
○資料6～いじめに対するアクションプラン	P 14
○資料7-1～心のアンケート	P 15
○資料7-2～いじめ不登校対策委員会資料（全職員参加）	P 16

I いじめの防止等の対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

2 本校の実態及び課題

(1) 実態

ア 全校児童470名の中規模校である。少子高齢化等の社会環境の変化の中で、少しずつ地域の絆が弱くなってきている面も見られる。

イ 自ら元気にあいさつできる児童が多いが、徹底にはまだ至っていない。

ウ 清掃等に黙々と取り組む児童が多いが、廊下を走ったり集合時にけじめのある行動がとれなかったりする児童もいる。

エ 軽率な言動で知らず知らずのうちに友達を傷つけてしまうことがある。

オ 携帯電話やスマートフォンを児童に持たせる家庭が増え、思慮を欠いた動画のインターネットへのアップによるトラブルが時として見受けられる。

(2) 課題

ア 人権教育及び特別支援教育の充実による、友達を思いやる温かい人間関係の醸成

イ いじめ問題に正面から向き合う（考え議論する）道徳科授業の充実

ウ 家庭や地域と連携した心の教育の充実（あいさつ運動・家読運動・ボランティア活動）

3 いじめ防止に係る基本的な考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等に取り組みます。

- 「いじめは人として絶対に許されない。」という基本姿勢を共通認識します。
- いじめ問題は、教師の児童観や指導観が問われる重要な問題であることを認識します。
- いじめを生む要因は身近にあるという考え方に立ち、いじめを絶対に出さない環境を、学校が中核となって、保護者・地域一帯となってつくっていきます。
- いじめによって最悪の場合、生命及び身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることを踏まえ、いじめを受けている子どもの人権と命をしっかりと守ります。
- いじめは、どの子どもも被害者にも加害者にもなるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止に重点的に取り組みます。
- 下記のようないじめに関する誤った考え方を一掃していきます。
 - ・ いじめられる側にも問題がある。
 - ・ いじめをなくすのは無理だ。
 - ・ いじめたりいじめられたりすることで、子どもは強くなり成長していく。

(1) 未然防止のための取組

いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要である。そこで、本校では生徒指導の三機能を生かした授業づくりや学級づくりを通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てていきます。

(2) 早期発見及び早期対応のための取組

いじめの兆候は、子どものちょっとした言動や表情、持ち物等に現れてくるものである。これらのサインを見逃すことなく、初期の段階での発見及び対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見した時には、問題の大小を安易に判断することなく組織的・継続的に対応していきます。また、被害児童の心のケアに努めます。

II いじめの防止等の対策に関する取組事項

1 組織づくり

(1) 校内においては

ア いじめ不登校等対策委員会を毎月実施し、教職員一人一人の「小さな気づき」を共有化していく。気になる児童については、継続して審議していく。全職員が共通認識をもち問題解決を目指す。（定例のいじめ・不登校対策委員会は全職員参加）

イ いじめ防止に係る取組を実効的に行うために、生徒指導部において以下の取組を行う。

- 基本方針の見直し
- 年間指導計画の見直し（学校いじめ防止プログラム「年間計画」）：（資料1）
- 校内研修会の立案・実施
- 実態調査の定期的実施

(2) 保護者に対しては

ア 必要に応じて、PTA役員会に報告し、対応策を協議する。

イ 全体への啓発が必要な場合は、相談の上、全校懇談会等を臨時に実施する。

(3) 地域に対しては

ア 必要に応じて、校区の自治会長に報告し、対応策を協議する。

イ 必要に応じて、民生委員・児童委員と情報交換し、対応策を協議する。

2 未然防止のための取組

(1) 生徒指導の機能を生かした授業づくり

ア 一人一人に分かる・できる喜びを味わわせる。

イ 学習訓練を徹底し、規範意識を高める。

ウ 自己決定の場を意図的・計画的に設定する。

エ 意見交流の場を設定し互いの考えを認め合うことで、共感的人間関係の育成を図る。

(2) 生徒指導の機能を生かした学級づくり

ア 自己目標を時期に合わせて決めさせ、達成するために日々努力させることで、

耐性や頑張ることの大切さを体感させる。

イ 学級目標等を自分たちで決めさせ、皆で協力して行事等に取り組む環境をつくることで、学級・学校への帰属意識や自己有用感を高めていく。

(3) 望ましい人間関係を醸成する児童主体の活動の推進

- ア 児童会活動（代表委員会）での標語の募集等
- イ 縦割り清掃活動の推進
- ウ 異学年での交流（吾田キッズ集会等）の実施

(4) 生徒指導、人権教育、道徳教育、情報モラル等を中核とした年間指導計画の作成

(5) 教育相談の充実

- ア 朝の学級の時間を活用した教育相談の時間の設定
- イ 心のオアシスとしての保健室の積極的活用
- ウ 相談窓口の周知（市巡回相談員等の紹介と活用）（SSWの活用）

(6) 職員研修の充実

- ア いじめ防止のための教職員の職務別ポイント（①いじめの防止のための措置②早期発見のための措置③いじめに対する措置）を熟知し実践する。（資料2）
- イ 教育相談の実施方法等についての研修
- ウ ソーシャルスキルトレーニングについての研修（日南NCPの活用）
- エ 人権教育研修（夏季休業中）

(7) 家庭や地域との連携

- ア PTA総会や学校評価委員会での方針説明
- イ 参観日における人権教育（道徳科・学級活動等）の授業やいじめ問題に関するテーマでの懇談会の実施
- ウ 保護者を対象とした研修会の実施（適宜）
- エ 学校通信やホームページを活用した取組の報告や啓発
- オ 学校評価の活用

3 早期発見及び早期対応のための取組

(1) 児童が発する具体的なサインの整理・作成と共有（資料3）（資料4）

いじめられた児童、いじめた児童が発する僅かな兆候（サイン）を、教職員、保護者で共有すると共に、その気づきを情報として共有する連絡体制をつくる。

(2) 定期的な教育相談の実施

（教育相談週間の設定、いじめ相談窓口の周知）

(3) 定期的なアンケート調査の実施（資料7-1）

（学校独自のアンケートの実施、県下一斉のアンケートの実施）

(4) 情報の共有化と対応策の検討、組織的な対応

（全職員参加のいじめ不登校対策委員会で共有（資料7-2）、進級時の確実な引き継ぎ、過去の事例の蓄積）

な

4 いじめに対する措置（資料5）（資料6）

(1) 発見、通報を受けた時の対応

ア 教職員は「これくらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐにやめさせる。

イ いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。

ウ いじめの事実について、生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成する職員）及び管理職に速やかに通報する。

(2) 情報の共有

ア 情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合、（いじめ不登校対策委員会）の関係職員に報告し、情報の共有化を図る。

(3) 事実関係についての調査

ア 速やかに（いじめ不登校対策委員会）を開き、調査の方針について決定する。

イ 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告する。

ウ 児童及び教職員の聞き取りに当たっては、（いじめ不登校対策委員会）の職か、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任する。

エ 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。

（※この場合、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に結果を提供する可能性があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。）

(4) 解決に向けた指導及び支援

ア 専門的な支援が必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。

イ 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。

ウ 指導及び支援方針の変更が必要な場合は、随時（いじめ不登校対策委員会）で決定する。

エ 事実関係が把握された時点で、（いじめ不登校対策委員会）において、指導及び支援の方針を決定する。

オ （いじめ不登校対策委員会）の委員を中心として全職員で連携して組織的な対応に努める。

5 インターネット上のいじめへの対策

(1) インターネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の子どもの誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の子どもになりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の子どもの個人情報に掲載する等を言い、犯罪行為である。

(2) 予防の取組

ア 年間指導計画に基づき、各学年の発達段階に合わせて情報モラル教育を行う。

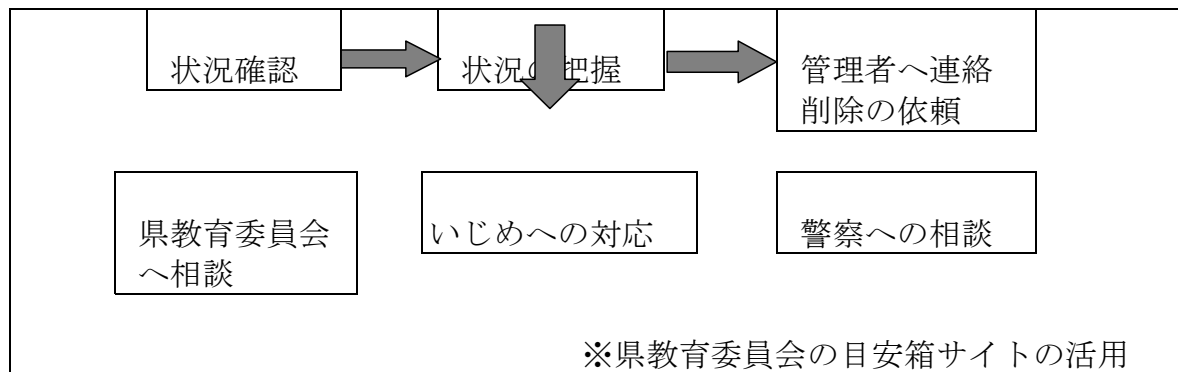
イ 保護者や高学年児童を対象にした講習会を年1回程度実施し、情報機器（携帯電話やパソコン）の使用方法やフィルタリングの仕方等について学ぶ機会をつくる。その上で、各家庭の実態に合わせたルールづくりを勧める。

ウ 職員研修の実施

(3) インターネット上のいじめへの対処

ア 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、インターネット上のいじめの把握に努める。

イ 不当な書き込みを発見したときには、下記の手順により対処する。



III 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障がいを負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合 等

(2) 児童が相当の期間、欠席を余儀なくされている場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断

2 対応

(1) 重大事態として認識した場合は、校長が速やかに市教育委員会に報告する。

(2) 市教育委員会が設置する組織に全面的に協力する。求めに応じ、資料等を提出する。

IV その他の留意事項

1 学校のいじめ防止基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向及び市教育委員会の意向を踏まえて、基本方針の見直しを検討し、必要があるときは必要な措置を講じる。(平成30年10月1日改定)

2 学校のいじめ防止基本方針をホームページ上で公表するとともに、毎年のPTA総会において、その概要を説明する。